

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和2年7月～9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	浜松市防災行政無線（舞阪、細江及び天竜地区）点検業務	株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	R2. 7. 20	1, 502, 600	当該無線設備について、製造元である富士通は詳細な回路及び技術資料の公開を制限している。そのため、富士通の関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では、指名業者のみに限定される。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
2	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（新型コロナウイルス対応）	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 9. 1	5, 503, 278	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、ポルトガル語バイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリング能力を有する人材が必要である。浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を有する市内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
3	北区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン浜松営業所	R2. 8. 7	1, 320, 000	入札参加資格者名簿（業務委託）に登録をしている住宅地図業者のうち、以下の要件を満たす者が同社以外ないため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していないが、課税に必要な情報を有している。 ③他自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
4	令和2年度家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	R2.8.12	13,181,630	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要がある。浜松市が使用している家屋評価システムは、株式会社SBS情報システムが開発し、当社独自の設定にカスタマイズしたものを当社が管理運用しているものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で家屋評価計算データ入力業務を行うことは他の業者にはできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話:053-457-2629)
5	アクトシティ浜松長期修繕計画策定業務	株式会社 日本設計	R2.8.27	10,450,000	指名業者は、アクトシティ浜松の設備について当初から設計・監理を行い、短期改修計画及び中長期改修計画を策定した実績があり、本計画を提案できる技術及び知識を持っているだけでなく、費用を抑えた計画策定が可能である。 また、指名業者は、当初、アクトシティの民間施設所有者が所有する部分の設計・監理も行っている。官民共有の設備については、今後官民一体となって改修を行うことを考慮しなければならず、民間施設管理者との調整を図りやすい事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)
6	浜松市立城北図書館自動出納書庫サーバー等機器更新業務委託	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	R2.7.27	8,800,000	日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者ではサーバー等機器更新業務ができないことから、日本ファイリング株式会社を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中央図書館 (電話:053-456-0234)
7	1歳6か月児臨時歯科健康診査	一般社団法人浜松市歯科医師会	R2.7.1	10,871,223	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6129)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
8	3歳児臨時歯科健康診査	一般社団法人浜松市歯科医師会	R2.7.1	11,324,082	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6129)
9	1歳6か月児健康診査(臨時一般健診)業務	一般社団法人浜松市医師会	R2.7.1	14,262,612	専門技術が必要であり、市内各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話:053-453-6117)
10	情報機器導入業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2.7.31	2,145,000	導入業務と保守業務はイメージデータ作成や作成方法の違いが生じないよう共有する必要があり、業務が重なる箇所もあるため密接に関係しているため、互いの業務受託業者が分かされると不都合が生じる。又、本業務はサーバにも係る業務のため、現在サーバの保守管理業務を受託している当該業者を特命とすることが適切と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部看護専門学校 (電話:053-455-0891)
11	浜松市PCR検査センター交通誘導業務	株式会社ドリーム	R2.7.29	5,729,900	新型コロナウイルスの感染拡大により、急遽PCR検査センターを稼働させることとなった。ドライブスルー方式で検体採取を行うため、交通警備員を配置し来訪した車両等の的確な誘導をする必要があり、即応性、信頼性があり検査センター隣接地の交通誘導実績があり、周辺の交通事情に詳しい当該業者が最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	健康福祉部保健総務課 (電話:053-453-6111)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
12	PCR検査に係る検体採取補助業務及び予約相談等調整業務に関する労働者派遣	株式会社メディカル・コンシェルジュ浜松支社	R2. 8. 12	4, 699, 500	新型コロナウイルス感染症に係る感染クラスターの発生によりPCR検査件数及び予約相談件数等が急増し、人員体制がひっ迫するなかで、新たに接待を伴う飲食店従業員約2千人を対象としたPCR検査を行うこととなった。本業務は緊急の案件であるため、PCR検査及び予約相談等に即応可能な看護師を派遣してもらう必要があり、東京都庁を始め複数の自治体との間で同様の契約実績がある当該業者が、緊急対応可能な市内唯一の業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	健康福祉部保健総務課 (電話：053-453-6111)
13	浜松市ひとり親世帯臨時特別給付金対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 7. 13	5, 914, 700	本市の児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である日本電気株式会社以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
14	令和2年度海洋プラスチックごみ問題啓発劇上演業務	公益社団法人教育演劇研究協会	R2. 9. 1	3, 999, 600	浜松市に拠点を置き、児童または青少年の健全な育成を目的とした公益的演劇活動を行う公益社団法人の劇団で、海洋プラスチックごみによる海洋汚染問題に関する演劇プログラムを用意しており、本業務の目的を確実に達成できるのは、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453 - 6149)
15	低濃度PCB廃棄物収集・運搬及び処分業務	株式会社太洋サービス	R2. 9. 9	968, 000	低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設且つ認定項目に同廃棄物の収集運搬がある唯一の市内業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
16	第2期はままつ産業イノベーション構想策定支援業務委託	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋	R2. 9. 30	2, 618, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
17	令和2年度 浜松市東田町地下駐車場劣化調査及び修繕計画策定業務	株式会社日建設計シビル 静岡営業所	R2. 9. 18	9, 350, 000	本施設は、特殊な機械式駐車設備を有する地下駐車場であり、その修繕計画等の検討・策定には、豊富な専門知識が必要である。建設時に本施設の詳細設計を行い当施設を熟知すると共に、他都市における地下駐車場整備においても幅広い実績を有する(株)日建設計シビルを除いて事業を適切に施行できる事業者がないため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 (電話：053-457-2910)
18	令和2年度 旧豊岡苗圃産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	株式会社リサイクルクリーン	R2. 7. 6	1, 364, 000	本業務は、旧豊岡苗圃に残置してある産業廃棄物を適切に収集・運搬及び処分を委託するものである。当初、令和2年6月17日に4者による指名競争入札を執行したが、落札した業者が契約締結を辞退した。そのため、地方自治法第167条の2第1項第9号の規定により、指名競争入札において次点であった業者を本業務の受託者として選定し、指名競争入札時の落札金額以下で契約締結したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第9号	都市整備部緑政課 (電話：053-457-2565)
19	【家康公浜松城築城450年事業】 浜松城天守閣展示リニューアル業務	株式会社 乃村工藝社	R2. 8. 5	48, 378, 000	本業務は、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。 本事業者は、応募のあった者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
20	令和2年度道路維持修繕国道単独事業(一)大輪天竜線外交通管理業務(龍山町瀬尻～西雲名)	有限会社静岡ガード	R2.7.9	330,976,800	当業務は、7月上旬の龍山町地内(国)152号通行止めに伴う迂回路での交通誘導員による制限付き片側交互通行による交通誘導を実施するものであるが、以下の理由から選出した。①天竜土木管内で類似業務(H31原田橋交通管理業務など)の実績があること ②市内業者で従業員数が一番多く、安定的な業務の遂行が可能であること ③被災当時の緊急的・大規模な業務要請に対し、唯一対応ができるとの回答があったこと	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	土木部天竜土木整備事務所 (電話:053-926-1561)
21	令和2年度Hamamatsu Ori-Projectにおけるデータ連携基盤技術支援業務	日本電気株式会社	R2.8.3	1,966,250	日本電気株式会社は、日系企業の中で唯一FIWAREの開発に参画した企業となっており、日本においてFIWARE実証環境を無償で供給できるのは日本電気株式会社のみとなっているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)
22	令和2年度浜松市消防団加入促進動画コンテンツ等制作及び放送業務委託	株式会社中日アド企画	R2.7.9	4,994,000	本業務は、高度な創造性、企画力及び映像制作技術等を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の創造性等を審査し、当該業者が本業務に最適なものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話:053-475-7523)
23	令和2年度浜松市消防ヘリポート定期検査支援業務	朝日航洋株式会社静岡支店	R2.7.1	4,400,000	本業務は、施設周囲の測量業務と定期検査当日の受検支援を実施する業務である。前回指名業者のうち朝日航洋株式会社以外は技術者不足、市の登録から外れている等の理由により本業務は遂行できないとの回答を得ている。 また、登録業者のうち航空及び測量関係の業種を扱っている複数の業者に確認するも、どの業者からも本業務は遂行できないとの回答であったため朝日航洋株式会社との一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話:053-475-7523)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
24	R2.10導入 小中学校等パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2.9.11	17,864,000	幼稚園、小中学校など一施設内には導入年度の異なる複数のシステムが混在し、それらが同一のネットワーク上に共存している。今回の業務を既特定役務の調達の相手方以外の者から調達し、その者が保守対象システムを調整した場合、保守対象外システムの設定が代わってしまう可能性がある。このように単なる一システムの保守だけではなく、各システム間の調整面等で著しい支障が生ずる恐れがあり、最悪の場合には保守が出来なくなったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
25	こころの健康観察事業業務委託	公益社団法人 子どもの発達科学研究所 浜松オフィス	R2.7.20	3,520,000	新型コロナウイルス感染拡大防止による長期間の臨時休業が与えた子供のメンタルヘルスへの影響を短期間の調査で把握・分析し、適切な支援を行う必要がある。(公社)子どもの発達科学研究所は大阪大学、浜松医科大学、金沢大学、千葉大学、福井大学の連合大学院との連携関係にあり、豊富な研究データをもとに学校現場の実情に応じた対応を行ってきた実績がある。現場を熟知したスタッフも多く、同等の効果を得ることができる事業者は他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
26	令和2年度外国語指導助手業務委託(追加)	株式会社インタラック 関西東海	R2.9.30	19,166,400	JETプログラムによるALTとは別に民間委託によるALTを市立小・中学校へ配置しているが、現在契約している委託業者に追加で委託することで、他の小・中学校との同等の指導が可能になること、また、人材確保の面においても迅速な対応が可能であるため、現在の民間委託ALTの委託先である「株式会社インタラック 関西東海」と一者随意契約を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
27	浜松市市立高校学習クラウドプラットフォーム構築業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	R2. 7. 15	4, 290, 000	学習クラウドプラットフォームを運用するにあたり、整備済みの教員用ノートパソコンの他、タブレット端末を教員向け端末機器として活用するため、端末への設定等変更作業が必要となる。既存機器の保守業者であるNTT西日本浜松支店しか設定変更が行えないこと、早急に本業務を行う必要があり競争入札に附することができないため、同社を一者特命で指名した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 浜松市立高等学校 (電話：053-453-1105)
28	浜松市立高等学校 G I G A スクールサポーター業務委託	コニカミノルタ静岡株式会社	R2. 8. 24	2, 299, 000	本校に最適なICT環境整備構築のため、学校への導入経験、専門的知見、本校への支援体制など、広く提案を受けるため、入札参加資格者名簿登載者以外も参入できる公募型プロポーサルによる契約とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 浜松市立高等学校 (電話：053-453-1105)
29	令和2年度 農地台帳システムデータ作成業務	株式会社フジヤマ	R2. 9. 9	3, 960, 000	多量のデータのシステム一括取り込みなど、仕様書に示す内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	農業委員会事務局 (電話：053-457-2481)
30	原委第10号 常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ機工株式会社中部営業所	R2. 7. 20	3, 520, 000	保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
31	原委第16号 常光浄水場配水ポンプ電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社	R2. 8. 20	1, 045, 000	保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため、本設備の製作会社(三菱電機)より点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約(一者特命)した。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話: 053-436-1307)
32	1歳6か月児健康診査(臨時一般健診)業務	一般社団法人引佐郡医師会	R2. 7. 1	1, 840, 531	専門技術が必要であり、地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話: 053-523-3121)